東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（足立区決定）

都市計画竹ノ塚駅東口地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。　　［　　］内は全幅員を示す

<table>
<tr><td colspan="2">名　　称</td><td colspan="5">竹ノ塚駅東口地区第一種市街地再開発事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">施行区域面積</td><td colspan="5">約 1.3ha</td></tr>
<tr><td rowspan="9">公共施設の配置及び規模</td><td rowspan="9">道　路</td><td>種 別</td><td>名 称</td><td colspan="2">規 模</td><td>備考</td></tr>
<tr><td rowspan="8">区道</td><td>竹の塚駅付近広場 1</td><td colspan="2">別に都市計画において定めるとおり</td><td>拡幅</td></tr>
<tr><td>竹の塚駅付近街路 1</td><td colspan="2">別に都市計画において定めるとおり</td><td>既設</td></tr>
<tr><td>歩行者専用道路 1 号</td><td colspan="2">幅員 6m、延長約 57m</td><td>新設</td></tr>
<tr><td>区画道路 11 号</td><td colspan="2">幅員 3m［6m］、延長約 17m</td><td>既設</td></tr>
<tr><td>区画道路 7 号</td><td colspan="2">幅員 4m［8m］、延長約 53m</td><td>既設</td></tr>
<tr><td>区画道路 9 号</td><td colspan="2">幅員 8m、延長約 4m</td><td>既設</td></tr>
<tr><td>歩行者専用道路 2 号</td><td colspan="2">幅員 8m、延長約 74m</td><td>新設</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">建築物の整備</td><td>建築面積</td><td>延面積
（容積対象面積）</td><td>主要用途</td><td>建築物の高さの限度</td><td>備考</td></tr>
<tr><td>約 3,700 ㎡</td><td>約 20,400 ㎡
（約 15,900 ㎡）</td><td>住宅、店舗、
公益施設、駐車場</td><td>50m</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">建築敷地の整備</td><td>建築敷地の面積</td><td colspan="4">整備計画</td></tr>
<tr><td>約 5,000 ㎡</td><td colspan="4">1　竹ノ塚駅東口の歩行者の回遊性向上とにぎわい創出のため、壁面位置の後退による歩行空間及び広場空間を整備する。
2　建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図３に示す壁面の位置の制限を越えて建築してはならない。
3　壁面の位置の制限①号の定めにより建築物が後退した区域については、門、へい、垣又は柵等歩行者の通行の妨げとなるような工作物等を設置してはならない。ただし、地区の回遊性やにぎわいを創出するために公益上必要なもの、電線類地中化に伴う地上機器等の公益上必要な</td></tr>
</table>

		もの、交通安全の確保のため必要なもの又は歩行者の安全性及び快適性を確保するために設ける庇、屋根、上屋その他これらに類するものはこの限りではない。
参考		特定地区計画区域内にあり

「施行区域、公共施設の配置及び街区の配置、建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり。」

理由：都市基盤施設の再編や土地の高度利用を図り、駅周辺にふさわしい賑わい空間を創出するため、第一種市街地再開発事業を決定する。